

株主各位

第 144 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

2014 年度（2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで）

■事業報告	
【ご参考】業務の適正を確保するための体制等の概要……	1
■連結計算書類	
連結資本勘定計算書……	2
連結注記表……	3
■計算書類	
株主資本等変動計算書……	5
個別注記表……	6

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.MitsubishiElectric.co.jp/ir/library/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

■事業報告

【ご参考】業務の適正を確保するための体制等の概要(2015年3月31日現在の決議内容)

項目	内容
監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項	●監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置する。 ●人事部長は、監査委員会の職務を補助する専属の使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議する。 ●執行役及び使用人は、監査委員会に報告するための体制を定める。 ●その他監査委員会の監査に関わる以下の体制を定める。 ・当社及び子会社の調査の実施 ・会計監査人及び監査担当執行役との定期的な報告会等を通じた監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議
執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内規程を定める。
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備	●執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を定める。 ●損失の危険の管理に関する体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築する。重要事項については、執行役会議で審議を行う。 ●経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。その運営状況は、内部監査人が監査を行う。 ●使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための以下の体制を定める。その運営状況は、内部監査人が監査を行う。 ・倫理・遵法に関する社内規程及び行動規範の制定 ・内部通報制度の実施 ●各執行役は自己の分掌範囲における子会社を管理する。加えて、三菱電機グループにおける業務の適正を確保するための以下の体制を定める。 ・三菱電機グループ共通の倫理・遵法に関する行動規範の制定 ・横断的に三菱電機グループ会社の管理を行う専門の組織の設置 ・内部監査人による子会社の監査の定期的な実施

■連結計算書類

連 結 資 本 勘 定 計 算 書

(2014年4月1日から 2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本						非支配持分	資本 合計
	資本金	資本剰余金	連結剰余金	その他の 包括利益 (△損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計		
2014年3月31日現在残高	175,820	207,089	1,139,738	1,957	△282	1,524,322	76,029	1,600,351
包括利益								
当社株主に帰属する当期純利益	—	—	234,694	—	—	234,694	—	234,694
非支配持分帰属損益	—	—	—	—	—	—	13,361	13,361
その他の包括利益 (△損失) (税効果控除後)								
為替換算調整額	—	—	—	64,307	—	64,307	8,276	72,583
年金負債調整額	—	—	—	21,171	—	21,171	—	21,171
有価証券未実現損益	—	—	—	36,616	—	36,616	94	36,710
デリバティブ未実現損益	—	—	—	13	—	13	△6	7
当期包括利益	—	—	234,694	122,107	—	356,801	21,725	378,526
非支配持分との資本取引及びその他	—	4,066	—	—	—	4,066	△9,790	△5,724
当社株主への配当	—	—	△42,936	—	—	△42,936	—	△42,936
自己株式の取得	—	—	—	—	△50	△50	—	△50
自己株式の処分	—	—	—	—	0	0	—	0
2015年3月31日現在残高	175,820	211,155	1,331,496	124,064	△332	1,842,203	87,964	1,930,167

連結注記表

1. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び製品……総平均法による低価法

仕掛品……注文製品については個別法による低価法、仕込製品については総平均法による低価法

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

売却可能有価証券……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(4) 有形固定資産の減価償却方法……主として定率法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売掛債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

年金数理計算上の純損失については、予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸倒引当金 17,590 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,045,742 百万円

また減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. その他の包括利益(△損失)累計額には、為替換算調整額、年金負債調整額、有価証券未実現損益、デリバティブ未実現損益が含まれております。

5. 偶発債務

(1) 保証債務 9,654 百万円

(2) その他

当社は、2007年1月、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反容疑について欧州委員会からの決定通知を受領しました。当社は、この決定内容に当社の事実認識と異なる点があることから欧州一般裁判所へ提訴しましたが、2011年7月、欧州一般裁判所より、事実認識については欧州委員会の決定を支持する一方、当社への課徴金について企業間の算定基準の違いを理由に無効とする旨の判決を受領しました。当社は、2011年9月、この判決内容に当社の事実認識と異なる点があることから欧州司法裁判所へ上訴しました。また、当社は、2012年6月、欧州委員会から課徴金の算定方法を見直した決定通知を受領し、2012年9月、課徴金算定方法の見直し(減額)を求めて、欧州一般裁判所へ提訴しました。当社は、2013年12月、欧州司法裁判所より、欧州委員会の事実認識を支持する内容の判決を受領し、現在、欧州一般裁判所へ提訴した訴訟が係属中であります。

当社は、2011年7月より、欧州における自動車用部品の販売について、欧州委員会から競争法関連の調査・質問を受け対応しております。また、米国においては、自動車用部品の販売に関する独占禁止法違反に関連し、民事訴訟が提起されております。上記に関連し、一部の製品購入者と和解に合意し和解金を支払っております。

これらの競争法事案について、当連結会計年度末において、欧州ガス絶縁開閉装置、米国自動車用部品並びに欧州自動車用部品に関して今後発生する可能性のある損失の見積額を競争法等関連費用引当金として36,763百万円計上しております。また、当連結会計年度において、当該引当額及び当期支出額等と前連結会計年度末の引当額との差額を競争法等関連費用として雑損失に44,163百万円計上しております。

6. 金融商品

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行い、金融機関からの借入及び社債発行等により資金を調達しております。また、調達した資金は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)に充当しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。デリバティブ取引に関しては、外国為替相場及び金利変動の相場による市場リスクを回避する目的で利用しており、実需の範囲で行うことにしております。

有価証券及び投資等は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額*1	時価*1	差額
① 長期売掛債権	5,633	5,615	(18)
② 有価証券及び投資等 売却可能有価証券	271,972	271,972	—
③ 社債及び長期借入金*2	(309,609)	(309,251)	358
④ デリバティブ取引*3	2,626	2,626	—

*1 負債に計上しているものについては、()で表示しております。

*2 1年以内に期限の到来する額を含んでおります。

*3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため、それぞれの連結貸借対照表計上額は公正価値に近似しております。

①長期売掛債権は、将来のキャッシュ・フローから見積割引率を用いて算定した現在価値によっております。

②有価証券及び投資等は、市場価格に基づいて算定しております。

③社債及び長期借入金は、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから期末借入金利を用いて算定した見積現在価値によるか、または市場価格に基づいて算定しております。

④デリバティブ取引は、主に先物為替予約によるものであり、取引相手方または第三者から入手した相場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

有価証券及び投資等のうち、非上場株式(連結貸借対照表計上額 14,535 百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「②有価証券及び投資等 売却可能有価証券」には含めておりません。

7. 日本において「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)」及び「所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)」が 2015 年 3 月に可決、公布され、2015 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に適用される法人税率等が引き下げられました。これに伴い、当社及び国内子会社は、当連結会計年度末において、2015 年 4 月 1 日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に適用する法定実効税率を見直しております。見直し前の法定実効税率約 35.5%に対し、見直し後の法定実効税率は、2015 年 4 月 1 日以降 2016 年 3 月 31 日までは約 33.0%、2016 年 4 月 1 日以降は約 32.0%であります。

当連結会計年度において、上記の法定実効税率の変更に伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の評価替えに係る税金費用 14,697 百万円を連結損益計算書の法人税等の期間配分調整額に計上しております。

8. 1株当たり株主資本額 858 円 11 銭 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 109 円 32 銭

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2014年4月1日から 2015年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										評価・換算差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
2014年3月31日残高	175,820	181,140	179	43,955	1,744	6,037	80,000	213,733	△282	702,329	67,190	17
会計方針の変更 による累積的影響額								△9,757		△9,757		
会計方針の変更を反映 した当期首残高	175,820	181,140	179	43,955	1,744	6,037	80,000	203,975	△282	692,571	67,190	17
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩					△467			467		－		
圧縮記帳積立金の積立						2,398		△2,398		－		
別途積立金の積立							40,000	△40,000		－		
剰余金の配当								△42,936		△42,936		
当期純利益								135,258		135,258		
自己株式の取得									△50	△50		
自己株式の処分			0						0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										－	35,811	38
事業年度中の変動額合計	－	－	0	－	△467	2,398	40,000	50,390	△49	92,271	35,811	38
2015年3月31日残高	175,820	181,140	180	43,955	1,277	8,435	120,000	254,366	△332	784,843	103,001	56

個別注記表

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品・原材料……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品……個別生産によるものは個別法による原価法、その他は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1)子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
(2)その他有価証券
・時価のあるもの……事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
・時価のないもの……移動平均法による原価法
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金……受取手形・売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2)製品保証引当金……製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。
(3)受注工事損失引当金……当事業年度において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しております。
(4)退職給付引当金……社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
(会計方針の変更)
当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日)を適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金から減算しております。
この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が9,757百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。
(5)海外投資等損失引当金……海外投資等に係る損失の発生に備えるため、投資先の財政状態等を斟酌して今後発生する可能性のある損失見積額を引当計上しております。
(6)役員退職慰労引当金……取締役及び執行役への退任慰労金支出に備えるため、内規を基礎として算定された当事業年度末の見積額を引当計上しております。
(7)競争法等関連費用引当金……競争法等関連費用として、今後発生する可能性のある損失見積額を引当計上しております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 連結納税制度を適用しております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,436,365 百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

8. 偶発債務

(1)保証債務 5,487 百万円

社員(住宅資金融資) 2,768 百万円、リコース条項付き売掛債権譲渡残高 2,673 百万円、

その他 1 件 45 百万円

(2)その他

当社は、2007 年 1 月、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関する EU 競争法違反容疑について欧州委員会からの決定通知を受領しました。当社は、この決定内容に当社の事実認識と異なる点があることから欧州一般裁判所へ提訴しましたが、2011 年 7 月、欧州一般裁判所より、事実認識については欧州委員会の決定を支持する一方、当社への課徴金について企業間の算定基準の違いを理由に無効とする旨の判決を受領しました。当社は、2011 年 9 月、この判決内容に当社の事実認識と異なる点があることから欧州司法裁判所へ上訴しました。また、当社は、2012 年 6 月、欧州委員会から課徴金の算定方法を見直した決定通知を受領し、2012 年 9 月、課徴金算定方法の見直し(減額)を求めて、欧州一般裁判所へ提訴しました。当社は、2013 年 12 月、欧州司法裁判所より、欧州委員会の事実認識を支持する内容の判決を受領し、現在、欧州一般裁判所へ提訴した訴訟が係属中であります。

当社は、2011 年 7 月より、欧州における自動車用部品の販売について、欧州委員会から競争法関連の調査・質問を受け対応しております。また、米国においては、自動車用部品の販売に関する独占禁止法違反に関連し、民事訴訟が提起されております。上記に関連し、一部の製品購入者と和解に合意し和解金を支払っております。

これらの競争法事案について、当事業年度末において、欧州ガス絶縁開閉装置、米国自動車用部品並びに欧州自動車用部品に関して今後発生する可能性のある損失の見積額を競争法等関連費用引当金として 36,763 百万円計上しております。また、当事業年度において、当該引当額及び当期支出額等と前事業年度末の引当額との差額を競争法等関連費用として雑損失に 44,163 百万円計上しております。

9. 関係会社に対する短期金銭債権 501,724 百万円 長期金銭債権 41,293 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 593,695 百万円 長期金銭債務 151,176 百万円

10. 関係会社に対する売上高 1,408,341 百万円

関係会社よりの仕入高 1,168,401 百万円

関係会社との営業取引以外の取引高 31,969 百万円

11. 当事業年度末の発行済株式 普通株式 2,147,201,551 株

12. 当事業年度末における自己株式 普通株式 385,990 株

13. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014 年 4 月 28 日 取締役会決議	23,615 百万円	11 円 00 銭	2014 年 3 月 31 日	2014 年 6 月 3 日
2014 年 10 月 30 日 取締役会決議	19,321 百万円	9 円 00 銭	2014 年 9 月 30 日	2014 年 12 月 2 日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015 年 4 月 28 日 取締役会決議	38,642 百万円	18 円 00 銭	2015 年 3 月 31 日	2015 年 6 月 2 日

14. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産 退職給付引当金等 151,781 百万円

繰延税金負債 退職給付信託設定益等 △60,777 百万円

繰延税金資産の純額 91,003 百万円

「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)」及び「所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)」が 2015 年 3 月に可決、公布され、2015 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に適用される法人税率等が引き下げられました。これに伴い、当事業年度末において、2015 年 4 月 1 日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に適用する法定実効税率を見直しております。見直し前の法定実効税率 35.5%に対し、見直し後の法定実効税率は、2015 年 4 月 1 日以降 2016 年 3 月 31 日までは 33.0%、2016 年 4 月 1 日以降は 32.0%であります。

当事業年度において、上記の法定実効税率の変更に伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の評価替えにより法人税等調整額は 13,533 百万円増加しております。

15. 関連当事者との取引

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱電機 ヨーロッパ社	直接 100%	当社の製品を 販売している。	当社製品の 販売(注)	175,454	売掛金	72,155
子会社	三菱電機 オートモーティブ・ アメリカ社	間接 100%	当社より部品を 購入し、自動車 機器を製造及び 販売している。	当社製品の 製造・販売 (注)	140,914	売掛金	50,116
子会社	三菱電機 住環境 システムズ 株式会社	直接 73% 間接 27%	当社住宅設備 機器及び家庭 電 気 機 器 を 販売している。	当社製品の 販売(注)	183,448	売掛金	47,991

(注)当社製品の販売については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しており、他の代理店・販社と同一条件であります。

16. 1株当たり純資産額 413円59銭

1株当たり当期純利益 63円00銭

17. 減損損失 1,840百万円は、有形固定資産等の減損によるものであります。

以上